

**未来は地域とともに
住民が、住環境、排出ガス対策施工**

[HOME](#) > [組合の事業](#) > [講習一覧](#) > [講習詳細](#)

[申し込み](#)

安全衛生推進者教育

根拠・条文 安全衛生法第12条の2
安全衛生規則第12条の3

講習日数 1日(7h)

開催日時 平成18年6月4日(日) 09:00~17:00

開催場所 (財)東京都中小企業振興公社 3階第4会議室
東京都千代田区神田佐久間町1-9

主催 全国基礎工業協同組合連合会

対象事業場 安全管理者・衛生管理者の選任が義務付けられていない会社で従業員数が10人以上50人未満の会社全体の安全衛生の業務の実務を行うものです

対象者

- ① 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に(衛生推進者にあっては、衛生の実務。以下同じ)に従事した経験を有するもの。
- ② 高等学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ③ 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ④ 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
- ⑤ 厚生労働省労働基準局長が①から④までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

受講料

組合員	6,000円(テキスト代含む)
第2号組合員	10,000円(テキスト代含む)
非組合員	12,000円(テキスト代含む)

定員 48名 ※定員に満たない場合は講習会を中止する場合もありますのでご了承ください。

講習内容

- ① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 安全衛生教育に関する事。
- ⑤ 異常な事態における応急措置に関する事。
- ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
- 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

特記事項

* [講習一覧へもどる](#)